

新制度に関する各種基準の制定について

1 概要

平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度では、市町村であらかじめ各種基準を条例等で制定することとされています。

市町村で制定する必要がある基準は、おおむね次の 5 つです。

- (1) 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の認可基準について
- (2) 教育・保育施設等の運営基準（確認制度）について
- (3) 支給認定基準（保育の必要性の認定）について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業（特に放課後児童健全育成事業）について
- (5) 費用・利用者負担（保育料の徴収基準）について

2 検討方法について

上述した 5 つの基準のうち、事務局で特に重要と考えているものは、(3) 支給認定基準（保育の必要性の認定）、(4) 放課後児童健全育成事業、(5) 保育料の徴収基準の 3 つです。これらについては、町子ども・子育て会議で随時、議論を行っていきます。

(1) 地域型保育事業の認可基準、(2) 教育・保育施設の運営基準については、現時点で、町内で活動している施設・事業者が少ない、あるいはないため、国の政省令が出るなど具体的内容が出揃い、町の対応案が整った時点で子ども・子育て会議へ提示します。

子ども・子育て支援新制度 給付・事業の全体像

<p>子ども・子育て支援給付</p>	<p>施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園・ 幼稚園（3歳～就学前）・ 保育所（0歳～就学前） <p>地域型保育給付（主に0～3歳）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）・ 家庭的保育（利用定員5人以下）・ 居宅訪問型保育・ 事業所内保育（地域開放型） <p>児童手当</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者支援事業（保育コンシェルジュなど）・ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）・ 妊婦健康診査・ 乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業、地域を守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）・ 子育て短期支援事業（ショートステイ等）・ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）・ 一時預かり事業・ 延長保育事業（時間外保育）・ 病児（病後児）保育事業・ 放課後学童クラブ（放課後児童健全育成事業）・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

現行の保育所保育料の仕組みについて

1 国の保育所保育料徴収基準額の考え方と葉山町の現状

(1) 国が想定する費用負担割合

国の想定する制度設計上の負担割合は、保護者負担を差し引いた額を国・県・市町村で負担することになっています（民間保育所の場合、公費負担の割合は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1）。

（国が想定する費用負担割合）

国基準での保護者負担	保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	国	県	市町村
	2 分の 1	4 分の 1	4 分の 1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて町

(2) 葉山町の現状

実際には、保育所保育料は国の基準をもとに各市町村で実情に合わせて設定することとされており、現在の財源状況は次のとおりとなっています。

（葉山町の現状）

国基準での保護者負担		保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	町追加負担 （ ）	国	県	市町村
		2 分の 1	4 分の 1	4 分の 1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて町

児童の年齢や所得階層により差がありますが、現行の町の保育料は国の基準の約 7 割に設定されています。

保護者負担（保育料）：町追加負担 = 7 : 3

2 平成 27 年度に向けた対応

平成 26 年度早期に、新制度における公定価格・利用者負担のあり方の概要が示される予定となっています。その内容をふまえて、町子ども・子育て会議等で検討を行う予定です。

平成 26 年度は、現行の保育料での徴収を続けます。